

利用者の安全と地域の暮らしを守るために 水面利用ルール啓発パトロールを実施します

木曽三川下流部では、水上オートバイなどの水面利用者が増加しており、事故の懸念や利用者間のトラブルに加え、漁業の操業や漁場への影響、さらに地域住民からは騒音など生活への影響といった問題も発生しています。

夏休みが近づき、水面や水辺でのレクリエーションの機会が増加するこの時期に、パトロールを実施し、水面利用ルールの周知、利用者のマナー向上、水難事故の発生防止を図ります。

なお、今シーズンは海津市海津町外浜地先等の長良川において、国、警察及び市が連携し、「長良川水面利用取締パトロール」を実施しています。当該パトロールは、「船舶職員及び小型船舶操縦者法」に違反する行為の取締りを目的としています。

一方、今回の「水面利用ルール啓発パトロール」は、木曽川下流河川事務所管内全域において、利用者に対し水面利用ルールの説明及び啓発を行うものです。参加者は、木曽三川水面利用協議会の構成員となります。



令和7年度の実施状況
(バーベキューを楽しむ人に話しかける職員)



令和7年度の実施状況
(チラシを使って水面利用の説明をする職員)

1. 実施日時 : 令和8年7月19日(日) 11時00分から14時00分まで
(雨天の場合は令和8年8月23日(日)の同時刻に延期)
2. 実施場所 : 「水面利用ルール啓発パトロール・ルート図」参照
3. 主 催 : 木曽三川下流部水面利用協議会(事務局:木曽川下流河川事務所)

4. 参加人数 : 30人程度 (3グループに分かれて、3コースで実施します)
(県、市町、警察、木曽川下流河川事務所 他)

5. 配布先 : 桑名市政記者クラブ、大垣市政経済記者クラブ、
西尾張シーエーティーヴィ、中部地方整備局記者クラブ

6. その他 : 取材を希望される方は、7月16日 (木) までに右のQR
コードよりお申込みください。詳細な日程や集合場所、
雨天等により中止する場合については、登録された連絡
先にお知らせします。



取材申し込みQRコード

<問い合わせ先>

国土交通省 中部地方整備局 木曽川下流河川事務所 【TEL : 0594-24-5718】

副所長 おかざき ゆき 占用調整課長 おおはし かずお
岡崎 友紀 大橋 一夫

「水面利用ルール啓発パトロール・ルート図」

